

新型コロナウイルス感染症対策について

国内では、現在、感染力が強いとされるデルタ株への置き換わりにより、東京を中心とする首都圏だけでなく、全国の多くの地域でこれまでにない急速な感染拡大が進んでおり、危機感を持って感染抑制に当たらなければならない。また、高齢者のワクチン接種が進展した一方で、人流が増加する夏休み本番を迎え、第5波の抑え込みに一刻の猶予も許さない状況にある。

中国・四国地方としても、これまで4度にわたる感染拡大の波を乗り越えてきた経験を踏まえ、積極的疫学調査や戦略的なPCR検査等により感染の抑え込みに全力を尽くすとともに、今後、ワクチン接種の加速により集団免疫の獲得が期待されるため、ポストコロナを見据えた観光振興など地域経済の回復に一層注力する決意である。ついては、これら取組を進める上で、以下の事項について強く要請する。

I 緊急事態宣言等の実効性の確保

まん延防止等重点措置について、地域の感染状況を踏まえステージⅢ相当の対策が必要と知事が判断し、まん延防止等重点措置の適用を要請したにもかかわらず、適用が見送られたり、国が難色を示したりするケースが生じているとともに、緊急事態宣言に関しても本来ならステージⅢからⅣに移行した時点で機動的に発することが重要であることから、感染拡大を早期かつ効果的に抑え込むためにも、知事の要請により迅速かつ柔軟に発動されるよう見直しを行うこと。

また、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言の対象となった地域においては、実効的な時短営業・休業要請となるように、人流抑制効果が高い商店街単位での小規模店舗など、飲食業と大規模施設以外についても協力支援金の財政措置をすること。併せて、各都道府県知事が地域の感染状況や実情に応じた対策を柔軟に選択、決定できるよう、知事の裁量の範囲を広げるとともに、店名公表や命令等について速やかに実効性をもって実施できるよう改善すること。

さらに、知事が特措法第24条第9項に基づき行う、人と人との接触を低減させるための協力要請に対する国の財政支援の対象を飲食店以外にも拡大すること。

II デルタ株をはじめ変異株に対応した検査・医療体制及び水際対策等の充実強化

- ・デルタ株など変異株を早期に封じ込めるよう、積極的疫学調査と入院・治療の徹底や、県と保健所による感染ルートの探知等に向けた支援を行うこと。

- ・積極的疫学調査や受診・相談センターなど、感染拡大防止に重要な役割を担う保健所の体制強化に対する、さらなる財政的、技術的、人的支援を行うこと。また、保健所業務のひっ迫に対応するため、業務効率化・簡素化について継続して検討を行うこと。
- ・PCR検査等の大規模拡大など積極的感染拡大防止戦略への転換並びにそのための体制整備の徹底及び強力な財政支援を行うこと。
- ・無症状者等へのPCR検査等（モニタリング検査）の効果的な実施に加え、医療機関や高齢者、障害者施設の従事者の集中検査や新規の入院・入所者に対する検査を実施するとともに、それに対する十分な財政支援を行うこと。
- ・発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対し、診療報酬上の措置や協力金の支給など受入れ患者数に応じた支援を行うとともに、スタッフの危険手当の制度化や罹患した場合の休業補償を行うこと。また、個人防護具の支給等の支援を継続すること。
- ・後方支援病床確保のための空床補償制度の創設や同一医療機関内での転床時の診療報酬かさ上げなど、包括支援交付金による支援を充実すること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れにより一般医療が制限された場合の経営上の損失について補償すること。
- ・新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する財政支援措置を講じるとともに、コロナ受入れの有無に関わらず、受診控えにより減収している医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業者等へ支援を行うこと。
- ・今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、感染症有事に備える取組について、より実効性のある対策を講じることができるよう法的措置や行政の体制強化をするにあたっては、県と保健所設置市との役割分担や県下全域において県主導で必要な措置を講じられる仕組みづくりについて検討するなど、地方の意見を十分に踏まえること。
- ・今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、医療従事者の確保に繋がる処遇改善や業務負担軽減策を積極的に推進すること。
- ・全国各地での変異株の増加を踏まえ、国内での感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報の迅速な提供を行うとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を明示すること。

- ・新たな変異株に対応するため、全ゲノム解析を全ての地域で実施できる体制を早急に構築するとともに、各地の感染状況を国において集約し自治体に提供すること。併せて、最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。
- ・変異株も含めた新型コロナウイルス検体の遺伝子解析を行う体制を民間検査機関も含めて整備するとともに、民間検査機関も含め、変異株サーベイランスに要する経費の全額を国が負担すること。
- ・世界各国での変異株の確認等を踏まえ、インドなど感染力が高い変異株流行国・地域からの入国について、入国後10日間の宿泊施設待機の対象国を機動的に追加するなどの強い制限措置等を引き続き行うなど水際対策を徹底すること。
- ・認証制度を活用した飲食の場における感染対策の強化を促進するため、認証店を対象とした地域の実情に応じた需要喚起策を講じ、国や都道府県が行う幅広い施策と連動させる仕組みとすること。また、事業者への影響が大きい飲食店への酒類提供停止について、国として科学的根拠を示すこと。

Ⅲ ワクチン接種の円滑な実施と治療薬やワクチンの実用化

- ・必要量の早急な確保と円滑な接種に向けた体制整備を図るとともに、ワクチンの供給スケジュールや配分量等について可及的速やかに示し、供給体制の確立を実現すること。併せて、ワクチン接種の意義及び副反応の具体的情報について積極的に周知・広報を行うこと。
- ・接種に係る医療従事者の確保を強力に進めるため、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うとともに、国立病院の人材活用や自衛隊医官等の派遣などの支援を行うこと。
- ・薬剤師等がワクチン接種を行っている海外の例も参考に、ワクチン接種ができる者の範囲のさらなる拡大等、十分なワクチン接種体制の構築に向けて検討すること。
- ・ワクチン希釈に必要な生理食塩水用の針・シリンジについて、必要量を現場で確保できるよう対策を講ずること。加えて、ワクチン接種の本格化に向け、保冷バッグ、バイアルホルダー、保冷剤等のワクチン移送に必要な資機材についても同様に確保できるよう対策を講ずること。
- ・ワクチン接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、必要な財政措置を講じること。また、医療現場の負担を軽減するため、事務作業を極力省力化すること。
- ・集団接種会場を設け短期間で大規模な接種を円滑に行うため、接種に関わる医療従事者が通常診療を休止した場合の影響をふまえた十分な報酬を受け取れるよう、目安となる単価を示すとともに財政措置を行うこと。併せて、大規模接種会場において人材派遣会社等を通じて医療従事者を確保する際の報酬が高騰しており、人材の獲得の過度な競争は地域医療への影響も懸念されることから、国において目安とな

る単価を早急に示すこと。

- ・ワクチンシステムに係る制度設計は、縦割りを排し、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、自治体等への説明・支援の窓口も一元化し、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮すること。
- ・「ワクチン接種円滑化システム（V－S Y S）」及び「ワクチン接種記録システム（V R S）」については安心してシステムを運用できるよう十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システム利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。
- ・新型コロナウイルスを完全に制圧するとともに、今後の変異株等へも対処するため、政府は大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国内臨床試験の推進も含め、国産ワクチン製造の速やかな認可、支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図ること。
- ・新型コロナウイルス感染症の治療薬として、既存薬も含めて、政府が主導して特効薬の研究・実用化を支援し、治療法の確立を実現すること。

IV 地方財源の確保

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、全国の感染状況も踏まえ、感染拡大防止対策に係る経費の全額を国の負担とすることとし、今後必要に応じて予備費を活用した交付金の追加配分を行うとともに、補正予算も含め機動的に増額すること。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による基金については、民間金融機関における実質無利子・無担保融資において、国の助成期間（３年間）終了後や各県が地域の実情に応じて実施する利子・信用保証料の軽減に活用できるよう各県の制度に合わせて設置期間の延長を検討するとともに、自治体が独自に実施する事業についても活用できるよう支援の対象とすること。また、増加が見込まれる信用保証協会に対する損失補償や金融機関への預託金の調達金利についても交付金の対象とし、これらの必要額を措置するなど、弾力的な運用を図ること。

V 地方経済を支える中小企業等や労働者への支援強化

1 緊急事態宣言により影響を受けた飲食業等への支援の充実

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者を支援するための特別枠として「事業者支援分」が創設されたが、引き続き感染拡大の影響や政府の支援が十分に得られず、厳しい経営環境にある事業者を支援するために「事業者支援分」を大幅に増額すること。また、月次支援金について、緊急事態宣言対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃す

るなど、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。特に飲食業等自粛の影響が強く現れた業種には、速やかな実効性のある対策を講じるとともに、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮すること。

2 中堅企業、中小企業、小規模事業者等への支援の強化

コロナ禍が長期化する中、収益の低迷が続く事業者も多いことから、3月末で終了した民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込みを再開すること。また、今後、感染症の影響がさらに長期化・深刻化することとも想定し、既に貸し付けられている実質無利子・無担保融資の返済条件の変更に、金融機関が柔軟に対応できるようにすることや、利子補給期間の延長など、事業者の返済負担の一層の軽減策を検討すること。

また、地域の中堅企業は、地域経済を牽引する重要な存在であり、企業規模に応じた制度を創設するなど、支援の充実を図ること。

3 雇用維持に向けた対策の強化

雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のさらなる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図るとともに、引き続き、支援が必要な事業者や労働者に対して必要な情報が的確に届くよう、あらゆる手段を講じ制度をわかりやすく周知し、利用促進を図ること。特に雇用調整助成金等の特例措置については、感染拡大の影響が長期化し、深刻さを増していることから、緊急事態宣言地域や重点措置区域内外にかかわらず全ての業種に特例措置を4月以前の助成内容で適用するとともに、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。

また、在籍型出向については、制度活用促進に向けて徹底した周知を行うとともに、出向元・出向先双方に対する助成について、中堅・大規模企業等についても中小企業並みに補助率を引き上げること。

4 離職者の雇用機会創出のための対策の実施

新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞のため、離職を余儀なくされた労働者の増加が見込まれることから、今後の雇用情勢に鑑み、労働者の中長期的なキャリア形成にも配慮しつつ、今後成長が見込まれる分野などでの雇用創出や当該分野への労働移動が促進されるよう、「緊急雇用創出事業」を創設すること。

また、国と地方が連携して迅速に対策を実施できるようにするため、厚生労働省及び各労働局が把握している新型コロナウイルス感染症に起因する雇用調整や解雇見込み等の情報について、公表されている総数のみではなく、業種別や市町村別などの詳細な内訳等についても各県と情報を共有すること。

5 職業能力開発促進策の一層の拡充・強化

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、成長分野や人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキル習得のための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講じること。

6 新規学卒者等の就職に向けた支援の強化

再び就職氷河期世代を生み出さないよう、新規学卒者等の採用維持に向け、経済界へさらなる要請を行うとともに、企業が採用抑制を行わないための支援策を講じること。

7 地域公共交通機関等の維持・存続に向けた対策の実施

安全な地域生活の確保及び社会活動の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症による移動の自粛等の長期化によりバス、鉄道、離島航路をはじめ甚大な影響が生じている地域公共交通機関に対して、事業継続を確実にするための経営支援を国において責任をもって講じるとともに、既存補助金の増額や要件緩和などの弾力的な運用・見直しを令和2年度に引き続き継続・拡大して行うこと。

また、JRローカル線を含む地方の交通路線は、一度失われてしまうと再開することは著しく困難であり、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした、急進的な合理化をすることがないように、路線ごとの構造的課題への対策を含め国として関与すること。

さらに、空港会社に対し、航空機及び空港の安全確保等を図るため、航空機の離着陸に必要な基本施設の点検及び維持・修繕、国管理空港と同様な着陸料の減免に要する経費への支援等の直接的な支援を行うこと。

8 観光産業・飲食業等への影響を踏まえた対策の実施

県内旅行の割引事業を財政的に支援する「地域観光事業支援」については、全国的な感染症の急拡大を踏まえ、ステージⅢ相当以上により事業を停止する際のキャンセル料等の補填を直接経費として取扱うとともに、事業停止までの猶予期間中の旅行等についても補助対象とするなど、補助対象経費を拡充するほか、感染状況に応じて近隣圏域での旅行も含め、予約・販売期限及び実施期間の更なる延長など、柔軟かつ弾力的な運用とすること。また、GoTo トラベル事業の再開にあたっては、地域経済が持続的に維持・回復できるよう、観光地での消費につながる地域共通クーポンの利用可能地域について、地域性や周遊旅行の特性等を踏まえて広域ブロック単位で運用するとともに、十分な実施期間を設けて継続的な観光需要の喚起を図るほか、消費喚起に向けた施策や経営支援施策を実施すること。また、施策の効果が特定の地域、特定の時期及び特定の業種に偏ることがないようにバランスに配慮するとともに、地域と十分に連携すること。

GoTo イート事業については、食事券の販売期間及び利用期間が各県ごとの運用とされていることから、事業者や県民に混乱を与えることのないよう適時適切な周知に努めること。また、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう円滑な運用を図るとともに、販売・利用期間の延長を行う際のキャンペーン事務局に支払う費用が適正なものとなるよう対応を講ずること。

ポストコロナを見据え、中長期的な観点で、中四国一体となって広域的な観光連携による誘客促進に取り組む必要がある。観光産業の回復に向けては、コロナ禍を契機とした旅行に対する価値観や旅行スタイルの変化への対応が不可欠であり、観光事業者が行うこれらの取組に加え、観光地づくりのノウハウを持つDMO等と連携して地域が行う持続可能な観光地づくりの取組を強力に支援すること。また、2025年の大阪・関西万博の開催を踏まえ、国内外からの旅行者の利便性向上を図るため、「観光型Maas」の整備など、二次交通の充実に向けた取組に対する支援を行うこと。

併せて、海外からの渡航制限などにより、甚大な影響を受けているインバウンドの回復に向け、国際往来の本格的な再開の際には、特に国の責任において地方空港における検疫体制を充実・強化するなど、感染防止対策の徹底を図るとともに、観光地の多言語表示化やキャッシュレス化など、インバウンドの受入れに向けた十分な支援を行うこと。

9 強固なサプライチェーンの構築への支援

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」については、企業のサプライチェーン再構築と投資を促進するため、予算の追加的措置を図るとともに、地方の生産拠点機能や地域経済の強化を図る観点から、地方の中小企業が必要なサプライチェーンの再構築を行えるよう、対象製品の拡大、申請書類や審査基準の簡素化などの見直しを行った上で、事業を継続し、強化すること。

10 影響を受けている外国人材及び雇用企業への対応

感染の再拡大や変異株の影響により出入国制限が随時変更されている中、外国人材に対する在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直しや、円滑な出入国のために出入国手続き等の早期の的確な情報提供を行うこと。併せて帰国困難な元技能実習生や、留学生等で帰国を希望する者の早期帰国の実現、やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置を、国の責任において講じること。

また、入国再開に際しては、受入企業に中小企業が多いことを勘案して、入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担が過大とならないよう軽減措置を講じるとともに、すでに支援を行っている地方自治体にも財政支援を行うこと。

VI 学校等教育分野や子育てへの支援

1 受験機会の確保及び経済的支援

高校生、大学生等の就職や進学に大きな影響を及ぼす国家資格等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、国において各試験団体、経済団体、大学等へ働きかけること。

また、世帯収入やアルバイト収入が減少し、経済的に厳しい状況に置かれる学生等に対し、引き続き、家計急変の場合の特例措置など、高等教育の修学支援新制度の弾力的な運用を図るとともに、各学校が独自に行う授業料減免等への財源措置を行うなど、経済的困窮を理由に修学を断念する学生が生じることのないよう、必要な措置を講じること。

2 学習機会の確保

義務教育段階における児童生徒への1人1台端末の配備等について、学習支援コンテンツの充実や、家庭での学習に伴う通信料負担への補填措置を講じるとともに、学習者用デジタル教科書も無償給与の対象とすること。また、こうした措置の対象に高等学校及び特別支援学校高等部も含めること。加えて、全ての生徒を対象とした貸出端末の整備及び更新に対して、支援すること。

児童生徒の学習の遅れが生じないために、学校における、創意工夫をこらした学びの支援に必要な財源を確保すること。

3 児童生徒等の心のケア等

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒及びその保護者に対する偏見やストレス、いじめ等に対応して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活動が十分に行えるよう、財政支援を拡充すること。

4 学校や社会教育施設等における感染症防止対策

学校や社会教育施設等における感染症防止対策のため、非接触型体温計、アルコール消毒薬、マスク等を、独自にそれらを調達した場合や消毒・洗浄作業、換気設備の整備を行った場合の経費について、十分な財政支援を行うこと。

また、児童生徒等の生活の場である寄宿舎の多くは、「3つの密」を避けることが困難な構造であるため、舎室の個室化、換気設備の整備、休養室の増設などの大規模改修に係る経費について、財政支援を行うこと。

加えて、特別支援学校のスクールバスでの感染リスク低減対策への支援について緊急経済対策で実施されることとなったが、児童生徒の密集状態を緩和するためのスクールバスの増便に係る経費について、

十分な財政支援を行うとともに、高等学校における鉄道通学時の過密状況を避けるためのスクールバスの運行も対象に含めること。

5 少人数学級の拡充に伴う加配定数の維持・拡充について

令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったが、それに伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うこと。併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

6 孤立・孤独支援

コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策をアウトリーチも含めて強力に推進するとともに、自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力に講じるほか、各種交付金等の財源確保や弾力的な運用を図ること。

7 困難を有する子育て家庭への支援

保護者の感染により在宅での養育が困難になった家庭への支援や、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援の強化、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的支援や生活福祉資金等の各種特例措置を継続すること。

8 保育所等への支援

保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のため、密接・密集が避けられない状況の中、児童等の安全を確保した上での事業継続が求められている。

衛生用品の購入、消毒対応等の感染防止対策を徹底するために必要となる経費について、介護施設等への財政支援と同様に、定員規模に応じた補助額の増額及び補助対象経費への施設改修費の追加等、制度の拡充を行うこと。

また、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等の教職員についても、介護や障がい分野の施設・事業所職員と同様に、慰労金の支給対象とすること。

9 病児保育事業への支援

ひとり親家庭等にとって欠くことのできないセーフティネットである病児保育事業は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う利用者の大幅な減少により運営が非常に厳しい状況にあることから、子ども子育て支援交付金における利用児童数に応じた加算分の算定に係る特例措置を再度講じるなど、財政支援の充実を図ること。

VII 新しいビジネスモデルの積極的な推進

1 新しい働き方様式に向けた取組の推進

時間や場所にとらわれず個々の能力を発揮できる働き方の実現や、この度の新型コロナウイルス感染症拡大などの危機事案発生時における企業の事業継続対策としても有効なテレワークやオンライン会議、さらに、オフィスの分散やサテライトオフィスの導入を促進するなど、働き方改革に向けた取組を一層推進すること。

2 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

3 ベンチャー企業に対する積極的な支援

「新しい生活様式」「新しい働き方様式」「新しいビジネス様式」への対応に重要なイノベーションの創発を推進するため、ベンチャー企業に対し、ベンチャーキャピタルなどを通じた資金調達や人材確保に向けた取組など、引き続き積極的に支援を行うこと。

VIII 新たな日常に対応した自治体DXの推進

1 行政手続の見直し

オンライン化、ワンストップ・ワンズオンリーの実現に向け、全ての行政手続について、書面・対面規制や添付書類の見直しを行い、必要な法改正等を速やかに実施すること。

加えて、行政手続のオンライン化のため、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、財政支援を行うこと。

さらに、行政手続のオンライン化やクラウド上でのシステムの共同・共通化を推進するため、申請項目や書式・様式等のインターフェースの標準化やプラットフォームの統一的な整備、既存の電子申請システムとの連携に係る技術的な支援等を行うこと。

2 オープンデータ化の推進

活力あるデジタル社会の実現に向けて、分野間のデータ連携や官民のデータ連携により、新たなサービスや付加価値を創出し、利便性向上や生産性向上を図ることが必要である。

今後、国において、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データである「ベース・レジストリ」が整備され、オープンデータとして様々な活用が予定されている。

については、分野間、国・県・市町村間、さらに官民において情報連携するためのオープンデータのプラットフォーム等の構築や、書面のデータ化や、様々な形式で作成されているデータ等について新たなデジタルデータの作成・標準化のための財政支援を行うこと。

3 マイナンバー制度の抜本的改善

法により限定列挙されているマイナンバーの利用範囲について、セキュリティ確保や個人情報保護との両立を図りつつ、さらなる住民サービスの提供や民間サービス等との連携が進むよう、その拡大を図ること。

マイナンバーカードの生体認証による個人認証、健康保険証や各種免許証等との一体化等を行い、安全性と利便性の両立を可能とする仕組みを速やかに構築すること。

こうしたマイナンバー制度の抜本的な改善により、マイナンバーカードの国民全体への普及を強力に進め、申請者が申請・手続をせずとも手当や還付金等を受給できるプッシュ型住民サービス等の実現に向けて、行政手続をオンラインで完結させるための基盤を確立すること。

4 デジタルデバйд対策

誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、国において、国民誰もが身近な場所で、デジタル技術の活用に関する相談や学習支援への取組の充実を図るとともに、多種多様な情報の中から必要な情報を選別し、主体的に使いこなすことができるICTリテラシーの向上を支援すること。

また、地方自治体が住民を対象に、独自に行うきめ細やかなデジタルデバйд対策に対して、財政支援を拡充すること。

5 地方のデジタル化の推進への支援

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに令和3年度地方財政計画に地域デジタル社会推進費が計上されたところであり、その継続・拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること。

IX 偏見・差別意識の排除の推進

医療の最前線で治療にあたる医療従事者や感染者、その家族等に対する偏見や差別、また、宿泊療養施設やその周辺地域への風評被害、さらにはワクチン接種を受けていない方に対する差別的な扱いは決して許されるものではないことから、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関する正しい情報の迅速な提供に努め、人権教育・啓発を推進するとともに、風評被害の防止対策を講じること。

令和 3 年 8 月 1 7 日

中四国サミット

鳥島岡広山徳香愛高	取根山島口島川媛知	県県県県県県	知知知知知知	事事事事事事	平丸伊湯村飯浜中濱苺佐	井山木崎岡泉田村田田伯	伸達隆英嗣嘉恵時省知勇	治也太彦政門造広司英人
(一社)中国経済連合会会長								
四国経済連合会会長								

防災・減災対策の推進について

平成30年7月豪雨においては、西日本を中心に河川の氾濫や土砂災害が発生し、200人を超える多くの尊い人命が失われるとともに、多くの住宅や公共インフラのほか、農林水産業や商工業等に甚大な被害が生じた。また、今夏も停滞する前線による記録的な大雨や台風の上陸に伴い、現在も中国・四国地方において、土砂災害や河川の氾濫などにより多数の被害が発生している。

被災地においては、現在、復旧・復興に向けて官民が総力を挙げて取り組んでいるが、全面的な復旧・復興にはまだまだ時間と費用が必要である。

また、発生確率が高まっている南海トラフ地震等の大規模災害に備え、実効性のある防災・減災対策や医療救護体制の強化が急務となっている。

加えて、豪雪、暴風・波浪等による災害も相次いで発生しており、こうした事態への対応も必要とされている。

現在、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、国と地方が一体となってハード・ソフト両面で強靱化対策に全力で取り組んでいるところであるが、抜本的な治水・治山対策や災害に強い道路ネットワークの構築など、地域の状況に応じた国土強靱化対策としては、なお十分とは言えない。

については、中国・四国地方が一致団結して防災・減災対策に取り組み、住民の生命や財産を守るため、以下の事項について強く要請する。

I 強靱な国土づくり

- 1 近年の気候変動の影響による気象災害の激甚化・頻発化や、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が顕在化している中、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が創設されるとともに、緊急自然災害防止対策事業が拡充されたところであるが、当初予算での配分や地方単独事業による防災インフラ整備に対する更なる財政措置を含め、引き続き、地方の要望を十分反映すること。

また、防災・減災対策を着実に推進するため、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の恒久化、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など、起債制度の拡充を含めた確実な財政措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

加えて、既存施設の長寿命化対策も含め、公共事業予算枠の大幅な増額や補助率のかさ上げを行うなど財政支援をより一層充実させるとともに、

地方が主体的・計画的に事前復興に取り組むことのできる新しい財政支援制度を創設すること。

- 2 大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実に行うために必要不可欠な道路、港湾、空港、鉄道等の交通インフラや、住民生活や社会経済活動に重要なライフラインである上下水道施設について、耐震化や土砂災害等防止対策、被災後の早期復旧等を推進する地方の取組を支援すること。また、上水道施設については、浄水機能を担う機器等を応急的に提供できる体制整備等の対応策を講じること。

Ⅱ 平成30年7月豪雨災害を受けての要望

- 1 本格的な復旧・復興には多くの時間と経費が必要と見込まれることから、国庫補助の重点配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分や起債の特例措置など、国において中長期的な財政支援を行うとともに、災害復旧事業及び災害関連予算を確保すること。
- 2 激甚災害制度による特別の財政支援について、より被災自治体の実情に即した制度とするため、標準税収入額に対する自治体負担額の下限基準を緩和し、当該緩和部分についても、被害規模に応じて段階的に補助率をかさ上げするなど、標準税収入額や被害規模の僅かな差で被災自治体への財政助成に大きな差が生じないようにすること。
また、局地激甚災害制度についても、公共土木施設等における標準税収入額50億円を超える自治体の指定基準及び農地等における災害復旧事業に要する経費の下限基準を見直すこと。
- 3 被災者一人ひとりに寄り添った包括的な支援を中長期的に実施するために設置している「地域支え合いセンター」の運営費用に対して補助率をかさ上げ（復元）するとともに、その必要額について財政措置を講じること。
- 4 被災した児童生徒の心身の手厚いケアや環境の改善、また学習支援の充実等を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員、学習サポート等を行う教育活動支援員の配置、心理検査の実施等に係る財政支援を拡充すること。

また、被災により就学困難となった児童生徒が安心して学校に通えるよ

う、学用品費の支給や奨学金の貸与、通学手段の変更を余儀なくされた生徒に対する通学費の補助、学校法人による授業料の軽減等の取組に関して、より一層の財政措置を講ずること。

- 5 住民に災害から命を守るための行動を促すためには、「施設では防ぎきれない大洪水や土砂災害等は必ず発生するもの」へと住民の意識を変革していく必要がある。

このため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の指定後においても、実際の住民の危険回避行動につながる取組を国として強化すること。

- 6 令和3年5月に災害対策基本法が改正されたことを受けて改定された「避難情報に関するガイドライン」に基づき、住民の適切な避難行動を促すための地方自治体の取組に対する新たな支援制度を創設し、継続的な支援を行うこと。

市町村長が発令する避難情報のうち、「避難勧告」を廃止して「避難指示」に一本化することなどを盛り込んだ改正災害対策基本法が施行されたが、新たな避難情報が住民の適切な避難行動につながるよう国においてもあらゆる広報手段を活用して、住民に理解できるようわかりやすく周知するとともに、「避難スイッチ」等の、避難行動を起こすきっかけとする目安を住民自ら決める取組の普及に努めること。

加えて、市町村防災行政無線の高性能スピーカーへの改修や戸別受信機の配置など情報伝達手段の整備に対して重点的に支援を行うこと。

- 7 大雨特別警報等の防災気象情報の精度向上を早期に実現するとともに、避難情報の発令を迅速に行うため、地方自治体への防災気象情報の提供の一層の充実・強化を図ること。

また、夜間・早朝に立退き避難することを避けるため、明るいうちに高齢者等避難や避難指示の発令の判断ができるよう、12～24時間先の降水予測（メッシュ情報）の精度を高めること。

- 8 「応急対策職員派遣制度」に係る対口支援や災害マネジメント総括支援員等の派遣について、平成30年7月豪雨災害における運用の実績を踏まえ、広域応援・受援体制の更なる充実を図ること。

また、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、被災地においては、土木・農林分野に限らず、被災者への福祉・保健分野でのきめ細かな支援

を行うために保健師等の専門職員も必要と見込まれることから、全国知事会、全国市長会、全国町村会と連携し、被災県及び被災市町村が必要とする分野の専門職員を中長期的に派遣するために必要な措置を拡充すること。

なお、応援職員については、災害対策基本法等により、その費用は原則被災団体の負担となっていることから、被災団体への特別交付税措置を行うなど、職員派遣や受入等に要した経費について、応援・受援団体双方に負担が生じないよう必要な措置を講ずること。

- 9 気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、流域全体であらゆる関係者が協働して対策を行う流域治水の考え方も踏まえ、災害が発生する前の抜本的な治水対策と土砂災害対策、治山対策等も含めた事前防災を迅速かつ強力に推進するとともに、これらに必要な財政措置を講じること。

また、流域治水の積極的な推進に向けて、関係省庁間において連携を強化し、支援制度などの調整を進めるとともに、住民へ流域治水対策の効果をわかりやすく示すため、流域治水プロジェクトの策定・公表にあたり、多様な主体による様々な対策の治水効果を定量的に評価する手法を構築するなど、必要な支援を行うこと。

- 10 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」を踏まえ、防災重点農業用ため池に対する補強や廃止等の防災工事に加え、ハザードマップ作成やため池の診断及び監視・保全活動など地方が行う防災・減災対策の取組に必要となる予算の確保と支援策をより一層充実させること。

また、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく地方公共団体の事務が円滑に進むよう必要となる経費に配慮するとともに、ため池の管理者が適切な管理ができるよう管理負担の軽減策を検討すること。

Ⅲ 地震をはじめとする大規模災害への対策強化

- 1 地震に係る防災・減災対策を加速するため、活断層（未確認断層を含む。）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表するとともに、内陸直下型地震の対策強化を図ること。

2 南海トラフ地震臨時情報に関する国民の理解が深まるよう、国において継続的に啓発を行うこと。また、南海トラフ地震臨時情報を活かし、住民の命を守るために、事前避難における災害救助法の適用対象を半割れケースにおける沿岸部以外にも拡充するなど、地方の財政負担の一層の軽減を図ること。

3 災害応急対策の拠点となる庁舎や避難所となる学校等の施設、不特定多数の者が利用する大規模施設、また、住宅や社会福祉施設等における建築物等の耐震化を加速すること。

特に、住宅の耐震化は、様々な地震対策の前提条件となるいわば“入口”に位置付けられる最重要施策であることから、防災・安全交付金の重点配分対象事業とするなど、確実な財源措置を行うこと。

また、避難所としての役割を担う施設について、バリアフリー及びユニバーサルデザイン化等の機能や、換気を含む空調設備設置等の環境を整備するための財政支援をより一層拡充すること。

4 石油精製・元売会社系列以外の中小事業所が設置している油槽所や、ガス事業者が設置している施設の耐災化を推進するため、「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業費」や「高圧エネルギーガス設備に対する耐震補強支援事業費補助金」を継続していくとともに、対象事業の拡充を図ること。

あわせて、地方自治体による防護柵整備等の津波対策を促進するため、当該補助事業の対象とすること。

5 防災組織の実情に応じた防災訓練の実施や、地区防災計画の策定など、自主防災組織の活動の活性化をはじめ、活動の核となる防災士の育成等に関する必要な支援を行うこと。

6 医療機関の耐震化や高台移転、資機材のほか非常用電源設備や給水設備の整備及び増強、救護活動にあたることができる人材の育成・確保、BCP（事業継続計画）や避難確保計画の策定促進など、災害時の医療救護体制を充実させる取組に対する財政支援や技術的支援を一層充実、強化すること。

7 災害拠点病院のライフライン設備（非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンク）の整備に対する国庫補助制度について、各病院の設備強化が円滑かつ早期に進むよう補助率のかさ上げ等も含め必要な措置を講じること。

特に、膨大な容量が必要となる受水槽については、新たな土地の取得や賃借に係る費用に対して特段の財政措置を講じること。

8 南海トラフ地震等の甚大な被害想定を踏まえて、全国的に災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）のチーム数を増やし、災害急性期に大量かつ切れ目なく投入できる体制を構築するとともに、医療モジュールと運営人材を迅速に配置する体制を早急に整備するなど、被災地外からの人的・物的支援体制を国を挙げて強化すること。

また、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、全国的な整備促進や応援・受援調整の体制を構築するため、公衆衛生人材の育成を継続するとともに、DHEATの養成、編成及び運用について、補助対象経費の拡大等も含め必要な措置を講じること。

9 災害対応に習熟している職員は自治体においてごく少数であることから、人員不足等に起因する災害発生時の初動の混乱を最小限にするためには、総合防災システム、被災者台帳システム等の防災関係システムの統一化が非常に有効である。ついては、国が主導して全国統一のシステムを導入すること。

また、物資調達・輸送調整等支援システムについては、都道府県と市町村が連携して円滑に運用できるよう改善を図ること。

10 近年の気候変動に伴う自然災害の増加の実態を踏まえ、今後起こり得る災害への対処能力の強化を図るために必要な装備資機材の整備充実を図ること。

11 国の「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」においては、消防防災ヘリコプターには操縦士2名を乗り組ませるものとされているが、操縦士が不足しており、技量・経験のある優秀な人材の確保が困難な状況である。

そのため、国においても、操縦士志願者の増加策、操縦士資格取得に係る経済的負担の軽減策、操縦士の養成やスキルアップのための育成機関の

充実策など根本的な対策を講じた上で、航空業界に対して積極的に操縦士の増員を働き掛けるなど、技量・経験のある操縦士を育成、確保するための対策を講じるとともに、地方自治体において二人操縦士体制を構築するための継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

- 12 検案医の確保が困難な状況であることから、国においても医師会に対して積極的に働き掛けるなどの対策を講じるとともに、遺体安置場所の確保や環境整備等について、計画的に必要な措置を行うこと。

- 13 被災が想定される地域に対し、過去の復興事例を踏まえた助言を行うアドバイザー制度や、高台移転をはじめとする「まちづくり」を総合的に推進する交付金制度を創設するなど、「事前復興」への支援を充実すること。

- 14 企業の防災・減災対策に対する優遇税制等の支援措置を充実するとともに、中小企業に対するBCP（事業継続計画）の必要性についての意識啓発を強化し、その策定・見直しへの支援を行うこと。

- 15 被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大を図るとともに、災害救助法の基準の見直しや柔軟な運用を行うこと。

このうち、被災者生活再建支援制度について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、同制度に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。加えて、支援の対象を半壊まで拡大すること。

また、近年、工場・店舗等の非住家について、罹災証明書が事業者向け補助金等の各種支援制度に必要とされている状況を踏まえ、被害認定に係る指針等を明確化すること。

- 16 大規模災害時における被災地の支援について、国・自治体・民間事業者等の基本的な役割分担に基づき、連携して迅速かつ的確に実施することができるよう、国において新たな制度を検討・創設すること。特に、平成28年の鳥取県中部地震の際には、被災者一人ひとりの事情に応じた生活復興プランを策定し、行政機関と地域のNPO法人や弁護士、建築士、ファイナンシャルプランナー等が協力しチームで支援を行う「災害ケースマネジメント」が被災者の生活復興に大きな効果を挙げたことから、この仕組

みについて国が主導して制度化すること。

- 17 水道の震災対策として、基幹管路及び配水池や浄水場などの基幹施設、また、災害時に重要な拠点となる施設（医療機関、避難所等）への供給ラインの耐震化を促進するため、必要な施策を講じること。

特に、水道施設耐震化事業に対する交付金については、資本単価をはじめとする各種要件の撤廃と交付率のかさ上げを図ること。

また、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、国が掲げた「令和10年度までに基幹管路の耐震適合率60%」の目標を達成するため、補助対象の一層の拡大のほか、中長期的な見通しの下、必要な予算・財源を当初予算において別枠で安定的かつ継続的に確保し、水道施設の震災対策を推進すること。

- 18 豪雪時における長時間にわたる公共交通機関の運休・欠航は、住民生活や企業活動に多大な影響をもたらすことから、豪雪時に公共交通車両の円滑な移動等に対応するための施設・設備の整備や、列車が立ち往生した際に乗客に配布するための緊急物品の備蓄等について支援すること。

- 19 市町村は、今年度改正された災害対策基本法において、高齢者や障害者など「避難行動要支援者」の個別避難計画を策定することが努力義務とされた。その策定を促進するため、避難行動要支援者を平時に支援する福祉関係者と、災害時に支援する防災関係者との連携や、当事者と福祉関係者、地域住民等とをつなぐ役割を担うことのできる人材の養成等に関する必要な支援を行うこと。

- 20 令和3年7月に静岡県で生じた大規模な土石流について、上流域における残土の処分行為等との関連も含め、地元自治体と連携して原因の究明及び再発防止に努めること。建設残土については、一部自治体では条例等により規制しているが、都道府県をまたいで搬入されること、罰則に上限規定が設けられていることなどにより、適正処理の徹底に限界があることから、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること。

- 21 被災施設等の早期復旧を図るため、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

また、災害査定においては、ドローン等を活用したWeb査定の方法を恒

常的に選択できるようにすることや机上査定の活用により事務手続きの柔軟な運用や簡素化を図るとともに、災害査定に係る費用について、地方負担の軽減を図ること。

さらに、再度の災害発生を防ぐため、改良復旧における採択基準の要件緩和を行うこと。

令和3年8月17日

中四国サミット

鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治
島 根 県 知 事	丸 山 達 也
岡 山 県 知 事	伊原木 隆 太
広 島 県 知 事	湯 崎 英 彦
山 口 県 知 事	村 岡 嗣 政
徳 島 県 知 事	飯 泉 嘉 門
香 川 県 知 事	浜 田 恵 造
愛 媛 県 知 事	中 村 時 広
高 知 県 知 事	濱 田 省 司
(一社)中国経済連合会会長	苅 田 知 英
四国経済連合会会長	佐 伯 勇 人

高速交通ネットワーク及び地域交通の整備・充実について

我が国が直面する少子高齢社会を克服し、持続的な発展を遂げるためには、東京一極集中を是正し、魅力ある地域づくりに取り組んでいかなければならない。

そのためには、高規格道路や新幹線など、円滑な物流や交流人口の拡大に資する高速交通ネットワークの構築が必要不可欠である。

また、高速交通ネットワークは、近年各地で頻発する大規模な自然災害発生時において、救助・復旧活動や支援物資の輸送を円滑に行うための重要な役割も担っている。

一方、住民が安心して暮らせる地域づくりのためには、日常生活や経済活動に欠かすことのできない地方鉄道やバス路線を維持していくことが必要である。

については、中国・四国地方の更なる連携と多様な地域づくりに資する高速交通ネットワークの整備・充実のため、以下の事項について強く要請する。

I 高規格道路ネットワーク等の整備・促進

1 ミッシングリンクの早期解消

高規格道路は、地方に安定した雇用の方が確保されるよう産業を振興し、地域経済を活性化するために不可欠である。さらに、大規模災害時の代替性を確保し、住民の安全・安心を守るための「命の道」とも言うべき重要な社会基盤でもある。

このことは、平成30年7月豪雨において、中国縦貫自動車道及び山陰道が通行止めとなった山陽自動車道を補完し、広域交通の機能を確保するなどネットワーク効果を発揮する役割を担ったことから明らかである。

その一方、山陰道のミッシングリンク区間では、一般道の大渋滞が発生するなど交通の混乱が見られたことから、事前に高規格道路のミッシングリンクが解消されていれば、より円滑な広域交通の確保が可能であったと考えられる。

また、今後発生が懸念されている南海トラフ地震は、中国・四国地方に甚大な被害を与えると予想されており、円滑な被災地支援や復興のため、広域的交通ネットワークの構築が必要である。

については、地域の特色ある発展を支え、災害時における応急対応や支援物資の輸送等に重要な役割を担う高規格道路ネットワークの早期整備のため、中国・四国地方に依然として多数存在するミッシングリンクの早期解消を図ること。

また、大規模災害時に緊急輸送道路や迂回路としての役割を担うほか、高規格道路ネットワークと一体となって地域間の交流促進や連携強化、広域的な交通拠点である空港・港湾へのアクセス向上等に資する、主要な国道・地方道の整備促進を図ること。

2 暫定2車線区間の早期4車線化等

対面通行に起因する重大事故の防止や高速道路本来の定時性、速達性の確保による物流機能の強化、さらに、事故発生時や豪雪を含む大規模災害時における交通機能の確保を図るため、暫定2車線区間の4車線化を早期に実現する必要がある。このため、4車線化等が実施されることとなった区間について早期整備を図ること。また、令和元年9月に公表された「高速道路における安全・安心基本計画」において、優先整備区間に指定された路線について、財源を確保し、4車線化の早期事業化を図ること。

さらに、4車線化等が行われるまでの当面の対策として、ワイヤロープによる上下線の分離など、安全性を確保するための対策を早急を実施すること。

3 重要物流道路の機能強化及び重点支援

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、平成31年4月から供用中区間を対象とした重要物流道路の指定が行われている。

新広域道路交通計画を踏まえた追加指定については、地方の意見を十分に反映するとともに、指定道路の機能強化及び整備促進のため、十分な予算を確保し、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

4 道路関連予算の拡大

老朽化が進む道路施設の的確な維持管理と更新が可能となるよう、引き続き、必要な予算を確保すること。あわせて、全国の中でも道路整備が遅れている中国・四国地方において生産性の高い産業基盤を形成するとともに安全・安心な生活を確保するため、高規格道路をはじめとする道路ネットワークの整備を計画的かつ着実に推進できるよう、新たな財源を創設し道路関連予算を拡大すること。

II 高速鉄道ネットワークの整備・促進

高速交通ネットワークを活用した多様性のある経済圏・大交流圏形成による「多極交流圏の創設」、国土軸のリダンダンシーの確立と防災力強化による「新たな国土構造の構築」の観点から、全国各エリアに新幹線を整備することが求められるが、中国・四国地方の新幹線計画は基本計画にとどまっている。

このため、中国・四国における新幹線について、整備計画への早期格上げに向けた調査を実施するための予算措置や、在来線の更なる高速化・快適化を図るために必要な建設事業費や車両更新費への新たな財政支援制度の創設など、高速鉄道ネットワークの整備に向けた具体的な取組を加速化すること。あわせて、並行在来線の取扱いを含めた地方負担のあり方を見直すこと。

Ⅲ 地域交通の維持・確保等

1 地域公共交通網の維持・確保・充実

地方の鉄道やバス路線等の地域公共交通網は、地域住民の日常生活や経済活動に欠かすことのできない生活に密着した大切な移動手段であることから、採算性のみに捉われず、地域公共交通網を維持・確保及び充実させるための施策を講ずるとともに、第2次交通政策基本計画に示すとおり、地域公共交通の維持確保に必要な財源のあり方の検討に早急に着手すること。

2 地方の鉄道ネットワークの維持・確保

とりわけ鉄道は、いったん失われると復元が非常に困難であることから、地方の鉄道ネットワークが維持できるよう、地域等が行う鉄道利用促進の取組への支援、J Rを含めた鉄道事業者の経営基盤の安定化のための支援及び鉄道事業者の届出により事業廃止できる現行の鉄道事業法における手続きの見直しを行うこと。

3 中山間地域における交通手段の維持・確保

近年、人口減による利用者減、ドライバー不足等によりバス事業者等の撤退、路線の縮小が顕著となってきたことから、住民の移動手段を維持・確保し、中山間地域においてもいつまでも安心して住み続けられるよう、これまでのバスを中心とした支援だけではなく、地域の実情・ニーズに応じた多様な生活交通の維持・確保策に対する財政支援を拡充すること。

特に、高齢化や人口減少が著しい中山間地域においては、生活交通として乗合バスではなくタクシーを利用せざるを得ない場合があることから、タクシー利用料金の助成をしている地方自治体に対して特別交付税等の財政支援を行うこと。

4 海上輸送網の機能充実

海上輸送網については、国際競争力強化に向けた物流の効率化や大規模災害発生時の海上輸送機能維持のため、整備が不十分な日本海側をはじめ、瀬戸内海、四国地域における海上輸送拠点港の機能充実・強化を図ること。

令和3年8月17日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	飯泉嘉門
香川県知事	浜田恵造
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
(一社)中国経済連合会会長	荻田知英
四国経済連合会会長	佐伯勇人

参議院議員選挙における合区の解消について

我が国では、初めての近代的憲法である大日本帝国憲法の制定にあわせて府県制が整備されて以降、都道府県が住民の意思や意見を集約する民主主義の基盤としての役割を担ってきた。

こうした背景のもと、参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきたところである。

しかし、平成28年7月の参議院議員選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が実施され、「投票率の著しい低下」など、様々な弊害が顕在化した。特に、自県を代表する議員を選出できなかった県民からは、大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態となった。

全国知事会をはじめとする「地方六団体」は、この事実を重く受け止め、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところである。

令和元年に行われた参議院議員選挙時には、都道府県単位の代表が選出される、いわゆる特定枠という緊急避難措置が講じられたものの、根本的な合区の解消には至っておらず、複数の合区対象県において、投票率が過去最低を更新するなど、合区に起因する弊害はさらに深刻度を増している。

合区制度では、合区した二つの県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなる。また、今後、大都市部と地方部における人口偏在の拡大や一票の較差是正がさらに進めば、合区対象県は4県にとどまらず、さらに拡大していく可能性がある。

このような我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大を絶対に許してはならない。

国民投票法が改正され、憲法議論の活性化が期待される今こそ、今後の参議院議員選挙に向けて、各都道府県から少なくとも1人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正等の抜本的な対応により合区を確実に解消することを強く要求する。

令和3年8月17日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	飯泉嘉門
香川県知事	浜田恵造
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
(一社)中国経済連合会会長	苅田知英
四国経済連合会会長	佐伯勇人

消費者行政・消費者教育の更なる推進と地方創生の加速について

政府関係機関の地方移転は、人口減少の克服や東京圏への一極集中の是正を同時一体的に進める地方創生の切り札であるとともに、日本の新しい働き方や統治機構のあり方にも一大変革をもたらす重要な政策である。

このような認識のもと、中四国サミットが強固なスクラムを組み、実現への歩みを進めた結果、令和2年7月、政府関係機関の地方移転の先鞭となる「消費者庁新未来創造戦略本部」が消費者政策の恒常的拠点として、また、人・情報・価値の流れを創出する地方創生の拠点として、徳島県に開設されたところである。

戦略本部では、中国・四国の経済界や自治体等との連携・協力を活かし、消費者志向経営、エシカル消費及び成年年齢引下げを見据えた消費者教育の推進など、数多くの先駆的プロジェクトに取り組むとともに、行動経済学による消費者政策研究や国際共同研究にも精力的に臨んでいる。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大や、社会のデジタル化・グローバル化などにより、消費者を取り巻く社会情勢は激しく変化し、消費者行政・消費者教育の果たす役割に対する国民のニーズや期待は一段と大きくなっている。

また、戦略本部が生み出す様々な成果をさらに育み、中国・四国をはじめ全国、そして世界へと広げ、持続可能な社会づくりに寄与するとともに、地方創生の加速につなげることが強く求められている。

そこで、コロナ禍を乗り越え、ポストコロナに向けて、中四国を挙げ「新次元の分散型国土の創出」を図るべく、国に対し次のとおり要請する。

- 1 コロナ禍や社会のデジタル化・グローバル化の進展に伴う新たな消費者問題に即応するため、消費者行政・消費者教育をより一層戦略的かつ積極的に推進すること。
- 2 「消費者庁新未来創造戦略本部」の機能拡充をはじめ、政府関係機関の地方移転をこれまで以上に推進し、地方創生の実現につなげること。
- 3 中央省庁が旗振り役となって、地方でのサテライトオフィスやコワーキング

グスペース等の活用により、思い切った規模のテレワークやワーケーション
を実践し、日本における「新しい働き方モデル」を創造すること。

令和3年8月17日

中四国サミット

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
島	根	県	知	事	丸	山	達	也
岡	山	県	知	事	伊	原	隆	太
広	島	県	知	事	湯	崎	英	彦
山	口	県	知	事	村	岡	嗣	政
徳	島	県	知	事	飯	泉	嘉	門
香	川	県	知	事	浜	田	恵	造
愛	媛	県	知	事	中	村	時	広
高	知	県	知	事	濱	田	省	司
(一社)中国経済連合会会長					莉	田	知	英
四国経済連合会会長					佐	伯	勇	人

「グリーン社会の実現」に向けた取組の推進について

2020年10月26日に行われた第203回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説において、「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言された。

以降、「2050年カーボンニュートラルへの挑戦は日本の新たな成長戦略である」として、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しが行われているところであり、昨年12月には、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定、本年6月には「地域脱炭素ロードマップ」の公表など、グリーン社会の実現に向けた動きが加速している。

地方自治体でも、2050年カーボンニュートラルを表明する「ゼロカーボンシティ」が増加し、民間事業者においてもESG金融の進展に伴い、RE100やSBTなど「脱炭素経営」に取り組む大企業が増加し、サプライチェーンを通じて、中小企業にも波及している。

グリーン社会の実現には、エネルギー・産業部門の構造転換や、技術のイノベーションといった現行の取組を大幅に加速化し、重点的に投資をすることが必要である。

また、技術のイノベーションのみならず、現行の社会システムの転換やライフスタイルの変革をそれぞれの地域において実現していくことが必要であり、「国・地方脱炭素実現会議」で公表された、地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～において、今後5年間に対策を集中実施し、「①100カ所以上の「脱炭素先行地域」の創出」「②屋根置きなど自家消費型の太陽光発電やゼロカーボン・ドライブなど重点対策を全国で実施」により、地域の脱炭素モデルを全国そして世界に広げることとされている。ロードマップの内容のうち、直ちにできることは直ちに国・地方自治体・事業者・国民が一体となって実践に移すことが必要である。

さらに、2021年6月2日に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、地方公共団体実行計画に、再生可能エネルギーの利用促進等の施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る「促進区域」及び「地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）」に関する方針等を定めるよう努めることとされている。

については、グリーン社会の実現に向け、脱炭素を実現するモデルケースを複数創出し、多くの地域で、2050 年を待たず脱炭素を達成するとともに、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がるという「経済と環境の好循環」を生み出すため、以下の事項を提言する。

- 1 「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて、国は 2030 年の削減目標を大幅に引き上げたところであるが、国・地方自治体・事業者・国民が一体となった取組を着実に推進することができるよう、その削減目標達成に向けた具体的な道筋を明確にするとともに、エネルギーの脱炭素化の方策を示すこと。その際は、地域ごとに異なる産業構造やエネルギーの消費・生成等の状況を十分踏まえ、国際競争力の維持に配慮すること。また、国として水素の利活用やカーボンリサイクルなどの技術革新等に率先して取り組むとともに、地方自治体・事業者等の取組を後押しするなど、国を挙げて地球温暖化対策に取り組む機運を醸成すること。
- 2 意欲的な目標として自然エネルギー協議会が提言した「2030 年・自然エネルギーによる発電比率 40%超」を着実に達成するため、地方自治体が「機動的に運用できる十分な財源」を確保すること。
- 3 グリーン社会の実現のためには地方自治体の率先行動が必要であるが、ロードマップに掲げる公共建築物等の太陽光発電設置、ZEB 化などの目標達成のため、地方自治体に強力な財政支援を行うこと。
- 4 現在、国においてカーボンプライシングに関して、検討がなされているところであるが、カーボンプライシングが負担の公平性に配慮しつつ産業の競争力強化や成長に資するものとなるよう、そのあり方を広く議論し、国民・事業者の理解が得られる制度を構築すること。
- 5 脱炭素化を目指す中小企業に対し、必要な経費を助成するなど使用電力の再生可能エネルギーへの転換加速を支援すること。
- 6 カーボンニュートラルの実現に向けた、カーボンリサイクルなどの革新的技術の創出や事業転換を進めるため、地域の特性に応じた産業振興に資する産学官連携の研究開発・実証・社会実装の取組や設備投資等に対する支援策を講じること。
- 7 家庭部門における再生可能エネルギーの導入などのGX（グリーントランスフォーメーション）に向け、地域の実情を踏まえた自家消費型の太陽光発電、蓄電池の導入や省エネ住宅の取組などへ支援を充実させること。

- 8 改正地球温暖化対策推進法における、地方自治体の「地域脱炭素化促進事業の促進区域」設定に係る候補地選定基準の明示や必要経費の全額負担等により、先行的な脱炭素モデルが全国に広がることによる「経済と環境の好循環」を生み出すよう、国において制度や支援の仕組みを構築すること。
- 9 グリーン社会の切り札となるグリーン水素を活用するために、水素ステーション「運営費補助制度」の更なる充実や、管理棟や防火壁の建築費など「整備補助金」の対象範囲拡大のほか、整備に係る規制緩和の更なる推進を図ること。
- 10 モビリティ分野（トラック・鉄道・船舶等）におけるカーボンニュートラルの実現に向け、地方をフィールドとした運輸事業者等に対する先導的な取組及び充電インフラ・水素ステーション等のインフラ整備への積極支援を図ること。
- 11 グリーン社会の実現は国民の理解なしには成立しないことから、国民に対して科学的根拠に基づく脱炭素化の必要性、グリーン社会のもたらす便益、負担を丁寧に説明していくこと。

令和3年8月17日

中四国サミット

鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	丸山達也
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
徳島県知事	飯泉嘉門
香川県知事	浜田恵造
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
(一社)中国経済連合会会長	荻田知英
四国経済連合会会長	佐伯勇人